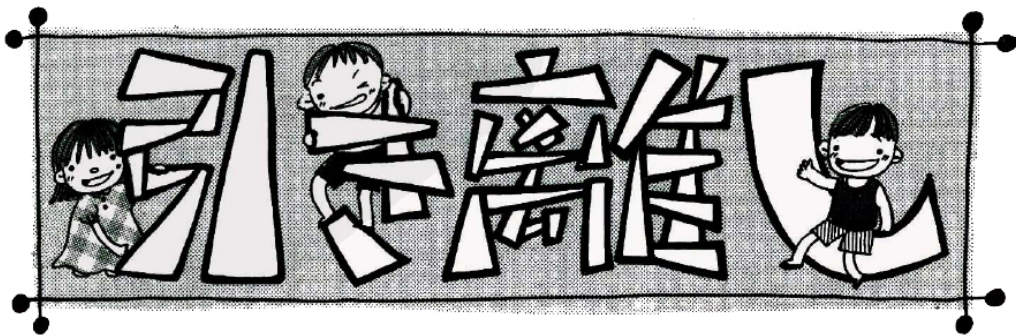




44号

2018年4月8日



講演会時のご挨拶 親子ネット代表 佐々木 昇

以下は、2017年12月17日に開催いたしました、親子ネット講演会時における、親子ネット代表 佐々木のご挨拶を掲載しています。親子断絶の問題に対する代表の思いを述べています。

1. 講演会の目的

本日の講演会は、大正大学心理社会学部教授の青木先生と山梨学院大学法科大学院教授の金先生をお招きして「共同養育実現のために必要なこと～他国事例に学ぶ制度設計～」についてご講演会いただきます。

2012年の民法766条改正、2014年にはハーグ条約が批准されましたが、残念ながら、先進国で唯一単独親権制度に固執する日本は、司法の機能不全と相まって、面会交流、養育費支払いともに改善の兆しは、見えていません。更に、子どもの連れ去り→引き離し→調停・裁判の長期化→監護の継続性による親権者指定が半ば制度化されつつあります。DVや児童虐待などの親権停止・喪失事由がない親が、ある意味、ただ子どもを先に連れ去らなかったとの理由だけで、子どもと会えなくなるのです。極めて深刻な人権侵害です。

「共同親権は日本の文化になじまない」「子どもの連れ去りは日本の文化だ」と発言し、極端な事例をもって、面会交流の拡充に反対される方々がいます。法曹、政治家、NPO法人代表、一部マスコミです。諸外国の親も離婚するわけですから当然葛藤はあるわけです。DVの問題もあるでしょう。しかしながら、諸外国では試行錯誤しながら、子どもの最善の利益の確保の観点から、単独親権制度から共同親権に移行し、共同養育計画書の作成義務化など、子どもが離婚後も、等しく両親から愛情と経済的な支援を受ける制度を構築してきました。

日本も、こうした優れた、先行研究、先行制度を参考にし、離婚に伴う、子どもの負担・リスクを軽減していくための法律や施策を早期に構築する必要があります。あらゆる子どもの健全な成長を促進する社会、あらゆる子どもに、挑戦する権利を等しく保障する社会に日本もならなければなりません。

2. 来賓について

1) 本日は、来賓として、自民党から三谷衆議院議員、民進党から真山参議院議員、立憲民主党から松原衆議院議員、また、円元参議院議員のご臨席をいただきました。保守からリベラルまで幅広い先生方にご臨席いただき、大いに喜ばしく思っております。なぜなら、子どもの連れ去り・引き離し問題、それに伴う子どもの貧困問題はイデオロギーを超え、性差を超え、解決していかなければならない問題だからです。今日、ご臨席いただいた先生方は、一番の弱者である子どもたちの福祉を改善しようと、この問題解決に積極的に活動いただいて来た先生方です。あらためて敬意をもってお礼申し上げます。

2) 有識者・マスコミ・行政の方々も本日は多数御参加いただいています。

親子ネットには、毎日のように、当事者から相談のメールが来ます。ある日突然、子どもを連れ去られて会えなくなり苦しむ親からの相談です。ここ数年、子どもに会えなくなり、自死を選ばれた方がいます。また、ひとり親家庭で毎月のように虐待される子どもの報道があります。そのたびに胸が張り裂けそうになります。私は何とか助けたい。心からそう思います。

本日の講演を機会に、是非、諸外国の制度も参考にしながら、何が事実で、何が子どもの健全な成長に資する制度なのか？お一人お一人が自分のご意見を持ち、自分に何ができるのか？を問ひかけ、情報発信し、自分のお仕事に活かしていただければ幸いです。

3. 当事者の皆様へ

親子ネットは2008年の発足以来、会報の発行、講演会の開催、法整備の陳情など地道な活動を行ってきました。私自身も2009年に当事者となり、2010年から活動を続けてきました。ハーグ条約批准後、親子断絶防止法案への反対運動は熾烈でした。そこには、嘘や詭弁、も多くありました。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
(オヤコノメンカイコウリウウヲジツゲンズルゼンコクネットワーク)



講演会時のご挨拶 親子ネット代表 佐々木 昇(続き)

私は代表として、あくまで、良き父親、母親、祖父母、良き市民の立場で活動を展開し、賛同者を増やす方法をとってきました。

愚公山を移すという中国の故事がありますが、「どんなに困難なことでも努力を続ければ、やがては成就する」というたとえで使用されますが。私はこの言葉好きです。簡単に紹介すると「愚公という老人が、交通の便をよくするために一族で自宅の前にある山を崩しはじめた。これを見た人が、その愚かさを笑ったのに対し、愚公は、子々孫々続ければいつかは成功すると答えた。その志に

感じた天帝が一夜で山を移させた」という話です。

皆様は、家庭裁判所で理不尽な判決、審判を受けた方も多くいると思います。しかし、子供へのたゆまない愛情を持ち続ける限り、希望はあります、最後の判決は裁判官が下すのではないのです。あなたの子供が下します。希望を捨てることなく、当事者の皆さんに置かれましては、自身の心身の健康に留意し、ともに子どもたちのための将来のために、愚公のように具体的に活動していただきたいと思います。

(親子ネット代表 佐々木 昇)

親子ネット主催講演会

共同養育実現のために必要なこと ～他国事例に学ぶ制度設計～

親子ネットは2017年12月17日に、TKP神田駅前ビジネスセンターにて、「共同養育実現のために必要なこと～他国事例に学ぶ制度設計～」と題した講演会を主催いたしましたので、ここにご報告いたします。

親子ネットが2008年に発足して以来、2012年の民法766条改正、2014年のハーグ条約批准など、我が国における法改正は一部実施されました。しかし、民法766条が改正施行後5年を経過しても、離婚した母子世帯のうち養育費の取り決めは42.7%、面会交流の取り決めは24.1%にとどまっており(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果、厚生労働省)、改善の兆しは今なお見えていません。また、「片親による一方的な連れ去り」に関しても、国内ではいまだ横行しており、ハーグ条約とのダブルスタンダードの状況に変化はありません。

今国会での成立を目指している「親子断絶防止法案(講演会開催時点、現在は共同養育支援法)」では、

「充実した面会交流を実現するための制度及び体制の在り方」が法律公布後施行までの2年間での検討事項として明言されています。そのため、法律のみにとどまらず、別居・離婚で苦しむ子どもたちやご両親に対して「社会が何を成すべきか」を考え、今後の制度設計に際し、「共同養育の在り方」についての気づきを得られる機会を提供したく、親子ネット講演会を企画いたしました。

本講演会には、二名の講師の先生にお越しいただきました。山梨学院大学法科大学法務研究科教授の金亮完先生からは、「未成年の子を持つ離婚に関する法制度の紹介 ～隣国である韓国の事例から～」というタイトルにて、韓国の共同養育の制度設計についてご紹介をいただきました。そして、大正大学心理社会学部教授の青木聡先生からは、「先進諸国での共同養育の取り組み ～北欧の事例から～」というタイトルにて、ノルウェーの事例に関するご講演をいただきました。



山梨学院大学法科大学法務研究科
金亮完 教授



大正大学心理社会学部
青木聡 教授

本講演会での金先生からの韓国の事例、青木先生からのノルウェーの事例に関するご報告を踏まえ、日本・韓国・ノルウェーの離婚時における面会交流、養育費、法的義務、行政による支援について、以下の表に取りまとめました。まず、日本は単独親権であるのに対し、韓国とノルウェーは共同親権や共同養育が認められています。そして、韓国やノルウェーにおける面会交流の状況は長期間の宿泊面会が見られるなど充実しているのに対し、日本の面会交流の状況は月1回

数時間と、不十分であると言わざるを得ません。

また、韓国・ノルウェー共に離婚時に親教育を受講しなければならないことが特徴として挙げられます。現在の日本では、そのような法的義務はありません。子の利益を確保するためには、双方の親の意識や行動が適切である必要があります。今後の制度の在り方として、行政による無料の親教育講座の提供のみならず、教育の受講義務を課するという法的な整備も合わせて行うことで、効果的な親教育が実施できるものと考えます。

表：未成年の子をもつ離婚に関する各国の特徴

国名	日本	韓国	ノルウェー
結婚件数	620,531件(2016年)*	281,600件(2016年)	22,537件(2016年)
離婚件数	216,798件(2016年)*	107,300件(2016年)	離婚 9,345件、同棲(事実婚)解消 10,842件(2016年)
親権・監護	単独親権・単独監護	共同親権・共同養育の選択肢がある	共同養育(30%監護分担)が浸透、同棲(事実婚)にも法的な共同親責任が認められている
面会交流	月1回数時間	<面会交流の例> ・子が夏休み期間中の10日間、別居親の家に泊まる ・子と電子メールや手紙のやりとりを自由にできる ・子が別居親の家族の行事(祖父母の誕生日等)に参加する ・子が別居親と海外旅行できる	子育て時間の平均は月8.6日(2012年)、長期休暇は半分を過ごす＝年間100日以上 <通常面会交流権の定義> ・毎週平日1泊 ・隔週週末2泊3日(3泊4日) ・夏休み3週間 ・祝日は隔年交替
養育費	養育費算定表に基づく	養育費算定基準表に基づく	算定表に基づく
法的義務	離婚届に面接交流・養育費の取決めの有無の記載欄が設けられているが、 <u>努力義務</u>	<u>未成年子がいる夫婦は、離婚後の子の養育などに関する父母教育を受けなければならない</u>	<法的義務あり> ・離婚時の親教育受講(無料) ・養育計画の提出 ・1年間の別居期間 ・養育費の算定
行政による支援	(今回の講演会を受け、在り方を検討)	・ソウル家庭法院では、離婚熟慮期間の間に最大で10回の無料相談を受けることができる ・家庭法院の事務負担が増しているため、第三者機関との連携により負担を減らそうとしている	・家族カウンセリングの提供 ・離婚時の親教育講座の提供 ・養育計画は調停7回まで無料 ・国による養育費の立て替えと強制徴収

*厚生労働省「平成28年人口動態統計」より

出所) 講演会等より作成

講演会当日は、民進党 真山勇一参議院議員、立憲民主党 松原仁衆議院議員、円よりこ元参議院議員、自民党 三谷英弘衆議院議員より、来賓のご挨拶をいただきました。

年末のご多忙の中、ご登壇くださいました金先生、青木先生、ご出席くださいました議員、自治体関係者、マスコミ、会員の皆さま方に、心より御礼申し上げます。

(文 親子ネット運営委員:篠田 裕美、写真 親子ネット運営委員:眞有 浩一)

「あなたに逢いたくて」 第11弾



臨床心理士 石垣 秀之先生

平成10年山形大学大学院修了。同年スクールカウンセラーとして心理臨床活動を開始。平成13年臨床心理士。平成17年はり師・きゆう師。平成22年行政書士。平成23年臨床発達心理士。

スクールカウンセリングで関わる児童生徒の問題行動の背景に、家族関係・親子関係が根深く存在することに直面。平成18年、中学時代に関わった不登校児が卒業後継父に殺害される事件の反省から離婚問題へ焦点化。行政書士資格取得後、面会交流・養育費への専門的支援を開始。東日本大震災後の平成24年、株式会社 i プロデュースを設立し、震災・DV被害者等へのトラウマ治療、面会交流にかかる意見書作成等の支援を開始。

1. 臨床心理士になられた理由・経緯について

中学校時代、学校が荒れていたことに加えて、中2・3の担任教師の影響で学業への意欲がどんどんなくなり、高校では全く勉強しなくなりました(でも皆勤賞です)。そのかわり自分でいろいろと考えるようになり、日本に必要なのは大統領制度だ！なんてことを思いつき、(勉強もできなかったので)アメリカの大学の日本校に入り、その後何とか留学することができました。でも留学するころには、人を幸せにするのは法律や制度じゃない、って考えるようになっていて学部は心理学部にしました。卒業後、地元山形大学の大学院で臨床心理学を学びましたが、当時は神戸の震災やオウムのサリン事件などの後で、スクールカウンセラーが出始めたころでした。まだまだ「心理じゃ食えない」って言われている時代でしたが、臨床心理士の資格を取れば何とかなるかな？などと浅く考えて、趣味と実益を兼ねる仕事に就くことができました。

2. 離婚前後の片親による子どもの連れ去りや、親子の面会交流が十分になされていない親子の別れが親や子どもに与える影響について

まず、両親の葛藤に晒されることによる影響を看過することはできません。DVと呼ぶべき一方的な攻撃に限らず、双方が対等の夫婦喧嘩であっても子どもは十分に傷つきます。愛する者が傷ついている場面を目撃することによる影響の他、忘れてはならないのは愛する者が誰かを傷つけている場面を目撃することの影響です。

この避けがたく耐えがたい葛藤からの回避であれば両親の離別も検討すべき解決策であることは確かだと思います。ただ、それは他方に同意のない連れ去りであるべきではなく、子どもへの影響を最小限にする配慮のもとで、十分ではないにせよある程度の協議と合意をして、双方が冷静に子どもたちに別れる理由と将来的な見通しを伝える必要があります。

連れ去りが起きた時、子どもは父母の直接的な葛藤場面からの解放という好影響がある面もあります。しかし一方で、環境(人間関係)の変化への不安・不適応を感じ、目の前の連れ去り親への気遣いと残された親への罪悪感が生じます。さらには、父母の別離が決定的であるという認識と悲嘆、もしかして自分が何か間違ったことをした(あるいはしなかった)からこうなったのではという自問・自責、そして事実の否認・怒りといった様々な感情を経験し、混乱します。

連れ去り親は、連れ去りという不当な行為が他方親の怒りを極度に高めることを自覚しますから、攻撃される・子を取り戻されるかもしれないという不安・恐怖に駆られることになります。この不安・恐怖は実際に存在するために、相談を受けた人は「怖かったから逃げたのだ」という認識を持ち、同時に存在する(あるいは専ら)「逃げたから怖くなったのだ」という事実に向けることができなくなります。逃げた先での人間関係や適応を安定的なものにするため、そして何より(自分が非難される対象であるという)自我を脅かす意識を抑圧するため、過剰な自己正当化(すなわち過剰な他方親批判)が始まり、子どもから認められ求められているという感じに依存(それなしには安定を保てない)するようになります。

子を連れ去られた親は、子どもがいない状態に茫然自失し、混乱し、子どもに会いたいという強い気持ちが湧きあがり、多くの場合、これらのやり場のない感情から連れ去り親への怒り感情に飲み込まれます。自らが主たる監護者であり大部分の日常的な世話を継続的に行ってきた場合には、子どもの安否が強迫的に気になります。寝ても覚めても(眠れなくなりますが)、「子どもは大丈夫か、自分のことを思って泣いていないか」などと考え、そわそわし、落ち着けなくなります。

一方、連れ去り親は、子どもと相互に依存しあう関係になり、また、他方親から「逃げてきた」という意識を共有することになります。しかし、子どもが他方親と一定程度の愛着関係を築いていた場合には連れ去り親の影響によっても即時にその態度が変容することはありません。しかしながら長期にわたる引き離しは愛着関係を弱めていきます。連れ去り親に他方親と子との関係を維持・促進させる積極的態度が無い場合には、子どもが思春期を終えるまで同居親が嫌うように別居親を嫌う態度が強化されていくことになり、そうすることで子どもが抱える二律背反の感情を意識せずに表面的な安定を保ちやすくなります。

別居親は、喪失感情や怒りや自責などから、争う態度を強化したり、和解に向けての可能性を探ったり、常に自分の行動がこれでいいのか自問することになります。多くの場合、抑うつ状態とPTSDと診断される程度の精神状態に陥り、そういった精神状態であるが故に経験する感情や思考なのか、安定している時もそう考えるのかという判断がつかなくなります。

3. 「片親疎外」とはどのような状態をいいますか？

片親疎外を引き起こす子どもの連れ去りについて

「片親疎外」とは、簡単に言えば、同居親の意向を意識的・無意識的に汲んで別居親を批判・拒絶する状態を指します。必ずしも同居親が別居親に対する批判を子どもに吹き込まなくても生じうると考えています。言語を話せない乳児であっても愛着対象者の意図はその視線などから推察しますし、別居親の批判という作為ではなく、別居親の話をしない(あるいは子どもが別居親の話をしても反応しない)という不作為によっても、子どもは同居親の態度・意思を感じ得るからです。

片親疎外も軽いものから重いものまで連続しています。片親疎外の成り始め・軽い段階では同居親への同調的態度(すなわち同居親への迎合が主目的であり別居親を貶める意図を有していない)が見られ、同居親の心理的影響の少ない場面では、別居親との楽しかった思い出を想起し、語ることができ、楽しく面会交流することができます。重度の(完成された)片親疎外では同居親の指示がなく、時に同居親の言語的なたしなめに反しても別居親を批判し、拒絶します。こうなると家庭裁判所調査官は「同居親の影響による意思形成とは考えにくい」と指摘します。

仕方なく親子が離れて暮らすことになったとしても、略取・誘拐に相当する連れ去りは第一に父母双方の葛藤を高め、子の「最善の」利益と考えられる関係修復の道を閉ざすことになります。連れ去りを実行してしまうと、連れ去り親は意識せずとも自らの自我の安定のために子どもを利用するようになり(この場合よく聞かれるのが、「子どものためを思って」…という言葉の強調)、子どもは自分のためではなく同居親の安定のための人生を生きていくことになります。少なくない別居親がメンタル的な不調を来し、仕事を止めたり、何らかの依存症になったり、自死を選択することすらあります。別居親の不幸は重度の片親疎外が見られる子どもにより強い自己正当化を促すよう迫る一方、「自分が親を不幸にってしまった」という拭いきれない罪悪感を無意識に植え付けます。

無知のため、あるいは精神的混乱のために一方の親が連れ去りをしてしまうケースがあることも確かです。日本の社会が「連れ去りは誘拐で有害だ」というコンセンサスを持てば、多くの連れ去ろうとする親に対する圧力となり、連れ去り後の修復可能性も高まります。法改正や社会的啓蒙が必要であると考えています。

4. 今後の抱負を語っていただけますでしょうか。

スクールカウンセラーとしても、「これから離婚するつもり」とか「離婚したけど…」といった一方の親(ほとんどは母)からの相談をよく受けます。なかなか離婚の意思を固めている方に対して立場上関係修復を目的とするカウンセリングを実施・継続することは難しいのですが、子どもの心理と行動を説明したり、別居親との関係継続の有効性を伝えたりしています。子どもに関わる多くの専門家に対して、それぞれの立場でやれることがないか考えてもらうよう情報発信をしていきたいと思います。

法改正を考えると、共同養育支援法の成立が有効である一方、根本的な問題解決のため、加えて、児童虐待防止法、DV防止法、戸籍法、民法などを改正していく必要があると考えています。今後、離婚・別居後に他方親と面会交流させようとしなないのは児童虐待であるという明文化、子どもと会わせないのは精神的DVだという明文化を進めて行けないか、そのタイミング・方法を探っています。

5. 親子ネットの会員へのメッセージをお願いします。

長年にわたり活動されている皆様には本当に頭が下がる思いでおります。僕はいずれかの団体に所属することで中立性が損なわれないように会員にはなれませんが、何かご協力できることがあれば喜んでご協力させていただきたいとかがえています。

当事者としての皆様には、お子さんとの幸せな人生が送れるよう支援してまいりたいと考えております。お子さんと会えずにいて、理不尽な思いをされていることかと存じます。皆様の健康や幸福がお子さんへの間接的支援となることにご留意されて、前向きに生けるようご祈念申し上げます。

6. 支援の必要な皆様へ

ときどき親子ネットさんの定例会にも参加させていただいておりますので、懇親会等でお話しさせていただくことができます。弊社では、メンタルヘルスサービスとしてトラウマ治療技法等を用いたカウンセリングを行っております。しかしながら、遠方(宮城県南部)のため、継続的にお願いいただくことは難しいと思いますので、上京した際に時間と場所をとって対応させていただいております。

<http://iproduce.xsrv.jp>

また、面会交流や監護者指定にかかる意見書を作成させていただいております。裁判所に提出された双方の書面・証拠や調査報告書から同居親の態度やお子さんの状態について評価し、臨床心理士として意見を述べます。関係修復に向けた意見書もちろんお引き受けしております。ただし、DV(一方的支配関係)が認められ、かつ同居中にお子さんへの不適切な対応が継続していたケースなど、意見書作成をお断りする場合もございますのでご了承ください。

<http://iproduce.biz/>

親子ネット主催講演会 アンガーマネジメント講演会 ～本当の共同養育をめざして～

2018年3月17日(土)、としま南池袋ミーティングルームにおいて、講師に浅井真紀子氏をお招きし、親子ネット主催の「アンガーマネジメント講演会 ～本当の共同養育をめざして～」を開催いたしました。

今国会で、共同養育実現の第一歩である法案が審議されようとしています。法律が出来ても共同養育を円滑に進めることは簡単ではありません。子どもの健全な養育は、子どもと接する方々、ひとりひとりの力にかかっているのです。そのため、親としての適切な行動が期待されることになるでしょう。しかしながら、そうは言いつつも、子どもと引き離された当事者の方々にとっては、日々のいろいろな出来事に対して、腹正しい気持ちになったり、悲しくてどうしようもない気持ちになったりするの、当たり前なことでもあります。そのため、皆さんのメンタルヘルスを健全に保つためにも、自分の感情にどう対処するかを学ぶ「アンガーマネジメント」の講演会を企画いたしました。

アンガーマネジメントとは、アンガー(イライラや怒りの感情)をマネジメント(上手につきあう)する感情教育です。アンガーマネジメントを学ぶことで、怒りの感情を理解し、コントロールしたり、癒したり、ポジティブなものへと変化させる方法を理解することができます。これによって、親同士の葛藤をなるべく下げ、子どものために、親として協力していくことができるようになることを期待しています。

当日の講演会には、約30名の方にお越しいただきました。アンガーマネジメントに関する講義だけではなく、少人数でのワークを通して、感情に振り回されない方法を学びました。

参加された方々からは、以下のような感想が寄せられました。



講師：浅井真紀子氏

怒りへの対処に関して
多くの気づきが
得られました。

色々とマネジメントする
テクニックを学べて
良かったです。

怒りにしばられずに
冷静に対応できるよう
になりたいと思いました。

「べき」の考え方は非常
に参考になりました。あ
りがとうございます。

初めて触れた内容で、
学ぶものが
多かったです。

日々、冷静にものを
みられるようにするた
めに必要だと思います。

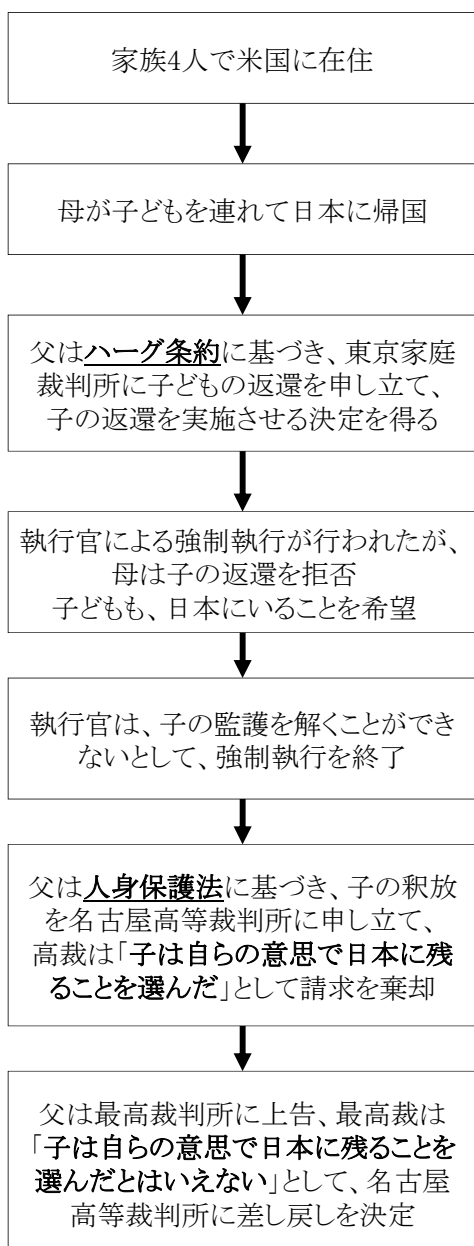
今回の講演会にお越しいただけなかった方々も、ぜひこの機会に「アンガーマネジメント」という言葉を覚えていただき、日々の生活の中でご自身の感情を上手く表現できるように、意識していただければと思います。

(文 親子ネット運営委員:篠田 裕美、写真 親子ネット運営委員:片 哲也)

「子どもの自由意思」に関する最高裁判所の判決

2018年3月15日、国際間（日本と米国）における子どもの連れ去りに関する新たな判決が言い渡されました。「子は自らの意思で日本に残ることを選んだ」と判断した名古屋高等裁判所の判決に対して、最高裁判所は「子は自らの意思で日本に残ることを選んだとはいえない」として、名古屋高裁に判決の差し戻しを決定しました（経緯は下図参照）。最高裁判所は判決文の中で、①子どもは意思決定をするために必要とされる情報を偏りなく得るのが困難な状況に置かれることが少なくない、②連れ去りをした親が子どもに対して不当な心理的影響を及ぼしていないかについて慎重に検討すべき、としています。そして、本件においては「子どもは連れ去りをした親に大きく依存して生活をせざるを得ない状況にある」との理由から、「子どもが自由意思に基づいて連れ去りをした親の下にとどまっているとはいえない」という結論になりました。国境をまたいだ子の連れ去りに関する判決ではありますが、**子どもは連れ去りをした親に不当な心理的影響を及ぼされ得る**という当該最高裁判例は、子どもの表面的な意見表明（お父さんに会いたくない、お母さんに会いたくないと言わせる）に基づき面会交流を阻止するような、国内の事案でも大いに活用できるものと考えられます。

図：最高裁判決までの経緯



＜最高裁の判決文（抜粋）＞

本件のように、子を監護する父母の一方により国境を越えて日本への連れ去りをされた子が、当該連れ去りをした親の下にとどまるか否かについての意思決定をする場合、当該意思決定は、自身が将来いずれの国を本拠として生活していくのかという問題と関わるほか、重国籍の子にあっては将来いずれの国籍を選択することになるのかという問題とも関わり得るものであることに照らすと、当該子にとって重大かつ困難なものであるべきである。

また、上記のような連れ去りがされる場合には、一般的に、**父母の間に深刻な感情的対立がある**と考えられる上、当該子と居住国を異にする他方の親との接触が著しく困難になり、当該子が連れ去り前とは異なる言語、文化環境等での生活を余儀なくされることからすると、当該子は、**上記の意思決定をするために必要とされる情報を偏りなく得るのが困難な状況に置かれることが少なくない**といえる。

これらの点を考慮すると、当該子による意思決定がその自由意思に基づくものといえるか否かを判断するに当たっては、基本的に、当該子が上記の意思決定の重大性や困難性に鑑みて必要とされる多面的、客観的な情報を十分に取得している状況にあるか否か、**連れ去りをした親が当該子に対して不当な心理的影響を及ぼしていないかなど**といった点を慎重に検討すべきである。

これを本件についてみると、非拘束者は、現在13歳で、意思能力を有していると認められる。しかしながら、被拘束者は、出生してから来日するまで米国で過ごしており、日本に生活の基盤を有していなかったところ、上記のような問題につき必ずしも十分な判断能力を有していたとはいえない11歳3箇月の時に来日し、その後、**上告人との間で意思疎通を行う機会を十分に有していたこともうかがわれず、来日以来、被上告人に大きく依存して生活せざるを得ない状況にある**といえる。そして、上記のような状況の下で被上告人は、本件返還決定が確定したにもかかわらず、被拘束者を米国に返還しない態度を示し、本件返還決定に基づく子の返還の代替執行に際しても、被拘束者の面前で本件解放実施に激しく抵抗するなどしている。これらの事情に鑑みると、被拘束者は、本件返還決定やこれに基づく子の返還の代替執行の意義、本件返還決定に従って米国に返還された後の自身の生活等に関する情報を含め、被上告人のもとにとどまるか否かについての意思決定をするために必要とされる多面的、客観的な情報を十分に得ることが困難な状況に置かれており、また、当該意思決定に際し、**被上告人は、被拘束者に対して不当な心理的影響を及ぼしているといわざるを得ない**。

以上によれば、**被拘束者が自由意志に基づいて被上告人のもとにとどまっているとはいえない**特段の事情があり、被上告人の被拘束者に対する監護は、人身保護法及び同規則にいう拘束に当たるといべきである。

出所) 平成29年(受)第2015号 人身保護請求事件 平成30年3月15日 第一小法廷判決より引用
(URL: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/572/087572_hanrei.pdf)

(文 親子ネット運営委員：篠田 裕美)

◆手帳にメモして

■2018年度親子ネット定例会

〈日時〉2018年4月14日(土)

総会 14:00～17:00

〈場所〉高田第二区民集会所 2階 会議室2

東京都豊島区高田3-18-3

〈アクセス〉JR山手線 高田馬場駅、東京メトロ

東西線 高田馬場駅、西武新宿線 高田馬場

駅より徒歩4分

〈参加費〉無料

※別途、参加費がかかりますが、定例会終了後に懇親会を開催いたします。情報交換などにお役立てください。

※詳細は、親子ネットホームページ

(<http://oyakonet.org/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります。

〈日時〉2018年5月26日(土) 13:30～17:00

(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです。)

〈場所〉地域交流センター神宮前(予定)

※場所が確定しましたら、別途告知いたします。

初めて参加を希望の方は、問合わせのアドレスまでメールにてお知らせ下さい。

〈アクセス〉JR原宿駅参道徒歩8分

東京メトロ千代田線・副都心線

明治神宮前<原宿>駅 徒歩4分

〈参加費〉会場代に参加者の人数で割ります。

参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

〈問合せ〉Mail: joshikai@infoseek.jp

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。

〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)

〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com

電話:050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～

〈場所〉国立市東4-9-16椿荘102 スペースF

〈問合せ〉042-507-4414

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉毎月第4火曜日19:00～21:00

〈場所〉トミービル11階(東京都新宿区西新宿7-7-23)

〈参加費〉1,000円

※詳細は、親サポの会ホームページ(<https://kyoudouyouiku.jimdo.com/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

◆マスコミ

平成29年10月14日、河北新報、「長男の相談記録、児相が無断提供」父親が仙台市を提訴

平成29年10月17日、親権1、2審逆転訴訟が刑事事件に 敗訴の父親が元妻支援の弁護士に告訴 異例の展開

平成29年10月21日、朝日新聞、離婚の前子の気持ち知って「親ガイダンス」大阪から全国へ

平成29年10月22日、土井法律事務所ブログ、ある国立大学教授の大森貴弘氏批判への疑問必要なことは、親子断絶の危険性についての理解あるいは、子を思う親の気持ちへの理解ではないかと思う理由

平成29年12月15日、Sky TG24(イタリア)、日本に拉致される子ども達

平成29年12月16日、アゴラ、日本は裏社会と外国工作員が喜ぶ失踪天国

平成29年12月24日、ラ・スタンプ(イタリア紙)、7人の父親の戦い:「私たちの子どもの権利は日本でキャンセルされました」

平成29年12月28日、毎日新聞、ハーグ条約に基づく子の返還覆す 最高裁「養育環境悪化」

平成30年1月7日、読売新聞、「10歳の壁」から貧困家庭の子どもを救え

平成30年1月16日、週刊女性、秋元優里アナ「娘は絶対に渡さない」竹林の背景にイクメン夫との親権問題

平成30年1月17日、スポーツ報知、高橋ジョージ、フジ秋元優里アナの離婚協議に「犠牲になるのはいつも子ども」

平成30年1月20日、AERA、「子と引き離される「元夫」の苦悩」

平成28年1月30日、現代ビジネス、DV認定され、9歳の娘に二度と会えない…離婚で地獄を見た男の嘆き

平成30年2月4日、cyzo women、「子どもを元夫に合わせるのは、自分のため」慰謝料も養育費もなく離婚した妻の思い

平成30年2月17日、日本経済新聞、子の引き渡し可否、最高裁判断へ ハーグ条約めぐり

平成30年2月17日、名古屋ブレイブハート法律事務所ブログ、蒲田孝代弁護士「面会回数と親権者事件」事件を読んでーフレンドリーペアレンツ

平成30年3月6日、読売新聞、子の引き離し全て失敗、ハーグ条約実効性に疑問

平成30年3月6日、NHK、離婚などで離れて暮らす親子 面会でできる法整備求め提訴へ

平成30年3月15日、時事通信、子の引き渡し拒否「違法」=ハーグ条約で初判断-米在住の夫が訴え・最高裁「特段の事情ない限り違法」

平成30年3月15日、産経新聞、ハーグ返還命令後の拘束 最高裁、審理差し戻し「特段の事情ない限り違法」

平成30年3月15日、NHK、「子ども返還命令“拒否は違法 最高裁が初判断」

平成30年3月15日、日本経済新聞、子の返還拒否「違法」ハーグ条約で最高裁初判断

平成30年3月15日、毎日新聞、ハーグ条約「子の返還拒否は著しく違法」最高裁初判断

平成30年3月17日、産経新聞、ハーグ条約 子を守るルール周知せよ

平成30年3月27日、朝日新聞、(声)日本も共同親権を認めるべきだ

平成30年3月30日、朝日新聞、離婚しても「一緒に育てよう」別居する父の思い週2で送迎、でも目標は見えない

平成30年3月30日、朝日新聞、「娘見守りたい」別居する親の苦悩 離婚減も、増える「会いたい父親」

平成30年3月30日、朝日新聞、私の気持ち=子どもの気持ち?「会わせたくなかった」母親の葛藤

◆住所変更時のお願い

- ✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。Mail: info@oyakonet.org

◆編集後記

- ✓ 春になりましたね。今年の東京の桜はとても咲くのが早かったです。年度末で忙しくしている間に、あっという間に桜の季節が終わってしまいました。
- ✓ 上の子が春から中学生になりました。何歳になっても、自分の子どもであることには変わりないですが、子どもが小さな時期は、本当に限られていますよね。皆さまが、お子さまと過ごせる時間をたくさん持てますように…。(親子ネット運営委員 篠田 裕美)

◆引き離し44号・編集委員

■親子ネット運営委員(五十音順)

大谷 格司、岡野 哲也、金高 隆、斉藤 昌宏、佐々木 昇、篠田 裕美、鈴木 裕子

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>